

## 資料編



## 1 ふなばし健やかプラン21推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市の健康づくりの総合的かつ効果的な推進を図るため、地域・職域連携推進協議会二次医療圏協議会(健康増進法(平成14年法律第103号)第9条第1項の規定に基づき定められた健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針(平成16年厚生労働省告示第242号)第三 7に規定される地域単位における協議会をいう。)として、ふなばし健やかプラン21推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は次に掲げる事項を協議する。

- (1) 健康増進計画の策定、推進及び評価に関する事項
- (2) 自殺対策計画の策定、推進及び評価に関する事項
- (3) 食育推進計画の策定、推進及び評価に関する事項
- (4) 健康づくりの政策の推進に関する事項
- (5) 地域・職域連携推進に関する事項
- (6) その他健康づくりの推進に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関の代表
- (3) その他

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は市が招集し、議長は会長が務めるものとする。

2 市は、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会には、具体的な連携事業の企画等を行うために、保健事業等の共同実施に関する部会や社会資源の相互有効活用に関する部会等、所要の部会等を置くことができる。

2 部会は、協議会の構成員及び、連携事業の実務担当者により構成する。なお、既存の会議等を活用して部会とすることができる。

3 部会は、事業実施計画を作成し、協議会へ事業実施計画及び事業実施・結果報告を行う。

4 部会の庶務は、部会を所管する課において行う。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉局健康部健康政策課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 2 令和6年度 ふなばし健やかプラン21推進協議会 委員名簿

所属団体・部署	役職	氏名
公益財団法人神経研究所 睡眠健康推進機構	機構長	大川 匡子
千葉大学医学部附属病院	客員教授	佐藤 大介
千葉大学大学院医学研究院	教授	◎清水 栄司
一般社団法人船橋市医師会	会長	○鳥海 正明
公益社団法人船橋歯科医師会	会長	赤岩 けさ子
一般社団法人船橋薬剤師会	会長	杉山 宏之
船橋地域産業保健センター	地域運営主幹	嶋根 正樹
船橋商工会議所	副会頭	岩佐 吉章
全国健康保険協会千葉支部	企画総務部長	山下 秀樹
船橋労働基準監督署	安全衛生課長	加藤 護
船橋市スポーツ協会	理事長	中野 誠
船橋市保健所管内集団給食協議会	会長	生田 邦彦
ふなばし健やかプラン21市民運動推進会議	監事	堀池 栄幹
船橋市小学校長会	船橋市立薬円台小学校長	八木橋 朋子
船橋市中学校長会	船橋市立若松中学校長	山崎 貴光
社会福祉法人千葉いのちの電話	事務局長	斎藤 浩一
社会福祉法人船橋市社会福祉協議会	常務理事	小出 正明
船橋市民生児童委員協議会	理事	藤代 任利

### 事務局員名簿

所属	氏名
健康部長	高橋 日出男
健康部副参事	松野 朝之
学校教育部長	日高 祐一郎
健康政策課長	櫻井 実
地域保健課長	高橋 和彦
健康づくり課長	豊田 道昭

◎会長、○副会長 ※敬称略

### 3 ふなばし健やかプラン21 推進庁内会議設置要綱

(設置)

第1条 ふなばし健やかプラン21を総合的かつ円滑に推進するため、ふなばし健やかプラン21推進庁内会議(以下「庁内会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内会議は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 健康増進計画の策定、推進及び評価に関する事項
- (2) 自殺対策計画の策定、推進及び評価に関する事項
- (3) 食育推進計画の策定、推進及び評価に関する事項
- (4) 健康づくりの政策の推進に関する事項
- (5) 地域・職域連携推進に関する事項
- (6) その他健康づくりの推進に関する事項

(組織)

第3条 庁内会議は、別表に掲げる者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 庁内会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は健康部長を、副会長は健康政策課長をもって充てる。
- 3 会長は、庁内会議の事務を総理し、庁内会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内会議は、必要の都度、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、庁内会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会の設置)

第6条 庁内会議は必要に応じて、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、委員が推薦する者と会長が指名する者をもって組織する。

(庶務)

第7条 庁内会議の庶務は、健康政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月26日から施行する。

## 別表

部	委員
健康部	健康部長
	健康部副参事
	健康政策課長
	地域保健課長
	健康づくり課長
保健所	保健総務課長
福祉サービス部	福祉政策課長
	地域福祉課長
	障害福祉課長
高齢者福祉部	地域包括ケア推進課長
	介護保険課長
こども家庭部	こども政策課長
	こども家庭支援課長
市民生活部	市民協働課長
経済部	商工振興課長
学校教育部	指導課長
	保健体育課長
生涯学習部	生涯スポーツ課長